平成２７年（フ）第１７２号
静岡県駿東郡長泉町下長窪1157番地の35
破産者　樋口　幸枝（旧姓原口）
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３３２号
静岡県沼津市一本松104番地の２　さくらの丘原
破産者　丹羽きぬ江
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３６４号
静岡県田方郡函南町柏谷1325番地の２　米山アパート202
破産者　江原　和明
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５４７号
兵庫県西宮市市庭町６番８―102号
破産者　岡部　幸雄
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６４号
奈良市大渕町3810番地　ライオンズマンション学園前第２―106号
破産者　濱野　貴史
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７８号
奈良県生駒市壱分町1377番地１　リーベンハイツ西野103
破産者　中田加工こと　中田　光造
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７８号
広島市東区福田４丁目3030番地４、申立時の住所広島市東区温品６丁目３番３―101号D
破産者　ｎａｔｕｒａｌこと　加納　大輔
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７３号
香川県高松市松縄町1049番地15　フィーレ松縄Ｅ棟
破産者　大𠮷　正樹
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２１号
佐賀市本庄町大字本庄209番地７　サウスコート本庄207号
破産者　坂口　又男
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷19番地５　サンハイム冨岡201、旧住所長崎県長崎市北陽町18番２号
破産者　熊　　輝巳
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
長崎県長崎市文教町10番９号　山本ビル３Ａ、旧住所長崎県長崎市西山２丁目26番８号
破産者　村田　　寿
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
長崎県長崎市片淵３丁目20番２号、旧住所長崎県長崎市立山４丁目12番３―403号
破産者　平岡　美紀
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
熊本県人吉市上林町665番地12
破産者　村上　**邦**光
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第１５号
熊本県人吉市上林町665番地12
破産者　村上　成子
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第４６号
熊本県球磨郡あさぎり町深田東802番地１
破産者　松本　智宏
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第５３号
熊本県人吉市下原田町字荒毛1479番地　ラフィーヌケインＢ103
破産者　**来**原　正美
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第５８号
熊本県球磨郡相良村大字川辺6070番地
破産者　鶴田　洋子
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第１号
宮崎県日向市向江町１丁目209番地６
破産者　甲斐周一郎
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部